

景観形成基準

【建築物】

■住居系土地利用（専用住宅地・一般住宅地）

配置		<ul style="list-style-type: none"> ●まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する。 ●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。 ●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。
形態 意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する。 ●まち並みに調和したデザインとする。 ●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。 ●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の建物と調和するようデザインする。
	屋外 設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないように工夫する。 ●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。
	外構・ 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ●まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する。 ●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。 ●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 ●暖かみや落ち着きが感じられる色彩を基調とし、周囲との調和を図る。 ●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。
夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> ●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。 ●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。